

地方税務システムの構築に係る ガイドラインについて

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）のポイント

第1章 地方公共団体における番号制度の活用について

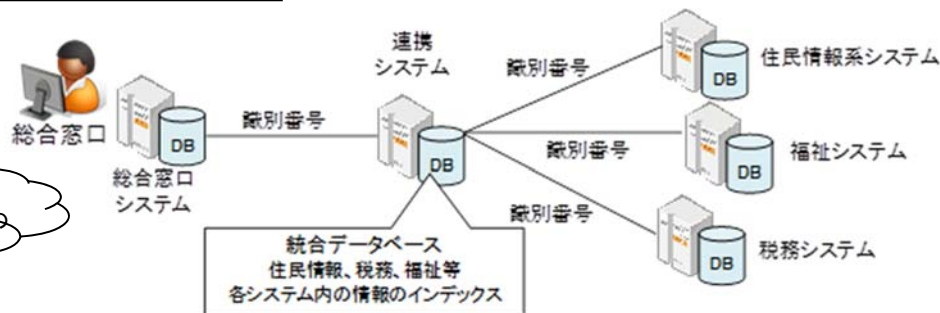
※ 当ガイドラインは中間とりまとめであり、今後変更される可能性がある。

- 番号制度の導入により、次のような先進的な取組みが、他の地方公共団体でも容易に取組が可能に。

住民情報を庁内横断的に共有している団体

- 総合窓口サービスの取組（福岡県粕屋町）
- 福祉保健総合相談室（神奈川県藤沢市）

福岡県粕屋町の事例



住民情報を時系列で共有している団体

- Web健康手帳（岩手県遠野市）
- 生活習慣病予防（滋賀県長浜市）

医療分野における特別法の検討が進んでおり、その状況を踏まえる必要

住民情報を地理空間的に共有している団体

- 被災者台帳（兵庫県西宮市）
- 統合型GIS（千葉県浦安市）

個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理

（再転入者等の継続的な状況把握、より効率的な名寄せ、他市町村の住民への展開等）

地方公共団体は、番号利用法案別表第一の事務と番号利用法案第6条第2項の条例で定める事務について、個人番号の利用が可能に。

他団体等との情報連携によるサービスの向上

（単独事業を含めたさらなる添付書類の削減、さらなる手続ワンストップ、調査の効率化等）

地方公共団体は、番号利用法案別表第二の事務と番号利用法案第6条第2項の条例で定める事務であって、個人番号情報保護委員会規則が制定されたものについて、他団体との情報連携が可能に。

個人番号カードを活用したより確実な本人確認

（より正確かつ円滑な本人確認、電子申請の利用増加、個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上等）

プッシュ型のお知らせ（マイ・ポータルとの連携）

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム

(改修のポイント)

① 個人番号の指定等

個人番号の指定
個人番号を住民票に記載
住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

個人番号の通知 *
個人番号変更への対応

② 個人番号カードの交付 *

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供 (中間サーバへの登録)

* 個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

地方税システム

宛名システム

(改修のポイント)

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号等と宛名番号のひも付け

課税管理システム

(改修のポイント)

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による
検索機能の追加等

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

④ 所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供 (中間サーバへの登録)

情報提供ネットワークシステム インターフェイスシステム

(管理のポイント)

国がソフトウェアを管理し、地方公共団体がハードウェアを管理

中間サーバ

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コスト・拡張性の観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバ」が必要

(管理のポイント)

地方公共団体がハードウェア・ソフトウェアを管理

(機能のポイント)

① 情報提供

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

② 情報照会

既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

③ 符号管理

④ 既存業務接続 *

⑤ インターフェイスシステム接続

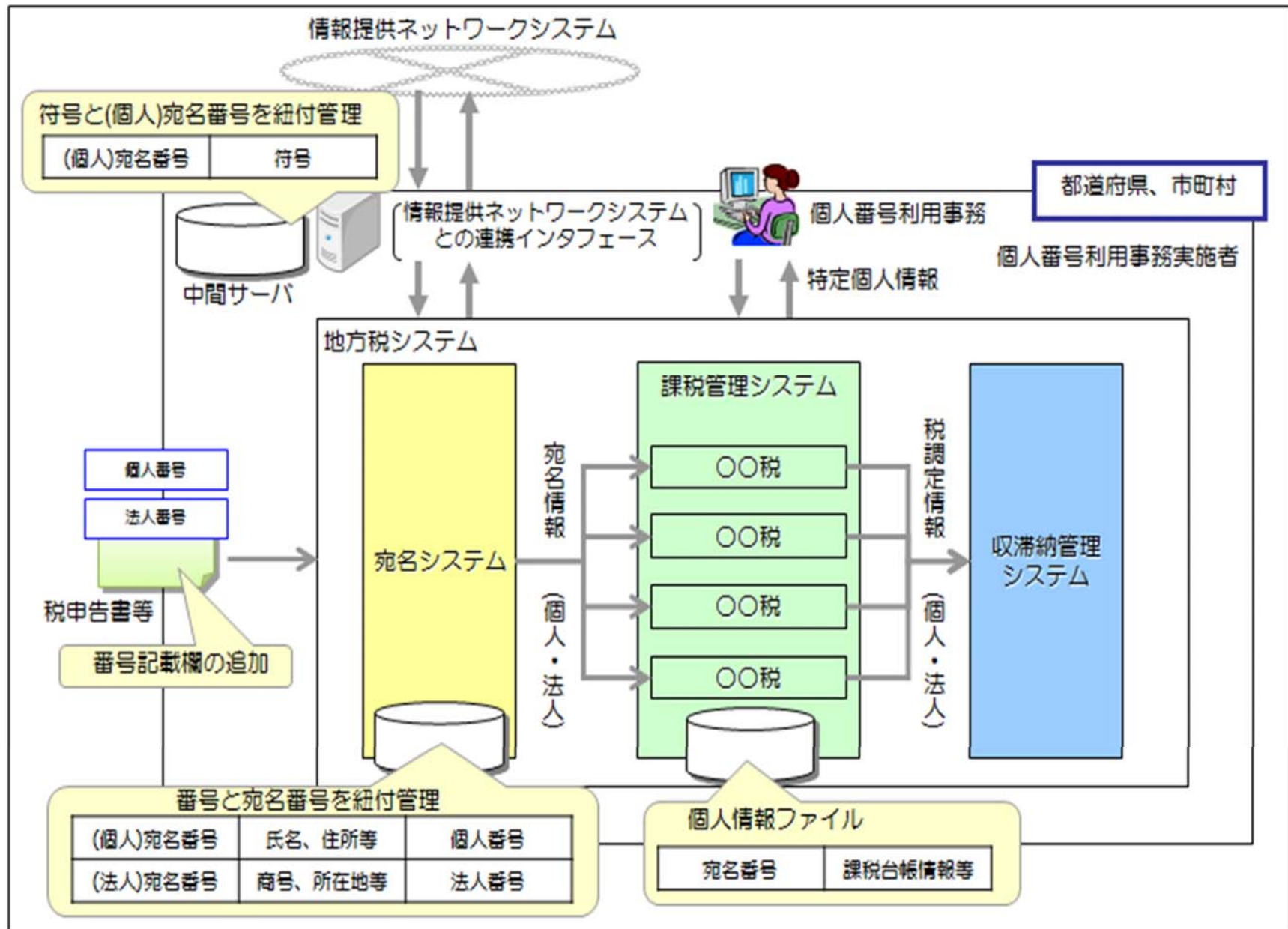
* 既存システムにおいても、中間サーバと接続するための改修が必要

その他の業務システム

(その他の改修が必要となるシステム)

- 住民向けの社会保障関係システム
- 職員向けの人事・給与システム等

番号制度導入後の地方税システムのイメージ



導入ガイドライン（案）の更新について

- 平成24年9月にとりまとめた導入ガイドライン（中間とりまとめ）の第2章第2節について、以下の観点から見直し、更新を行った。（他の章についても同様に更新を実施）
- 主な更新内容は以下のとおり
 - ✓ 平成25年5月に成立した番号法への対応
 - ✓ 第3章「番号制度に対応した個人情報保護対策について」の記載内容を踏まえた修正
 - ✓ 内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」等の検討成果の反映

更新箇所	主な更新内容	更新理由
全般	第180回国会提出の番号法案に基づき記述されていた箇所について、平成25年5月に成立した番号法にあわせて更新 番号法成立時期が、当初の平成24年から平成25年となったことに伴いスケジュールを更新 用語の変更	平成25年5月に成立した番号法への対応
1(3)	個人情報保護に関する項目を追加	第3章「番号制度に対応した個人情報保護対策について」が追加されたため
2(1)、3(1)	宛名管理システム（統一）により対応する機能の削除。宛名管理システム（統一）との関係についての記述の追加	内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」等の検討を踏まえ、第4節「宛名管理システム（統一）整備ガイドライン」において、地方団体における宛名管理システム（統一）の整備についての指針が示されたため

地方税務システムの構築に係るガイドラインのポイント①

業務・システムへの影響と対応の方向性

1. 番号を用いた地方税データの管理

(1) 個人番号、法人番号の取得

【影響】 申告書等に記載された個人番号・法人番号と税情報をひも付けて管理することが必要となる。

【対応の方向性】 宛名システムにおいて宛名番号と個人番号をひも付けることにより、課税管理システムについては個人番号を保有、管理するための改修を抑え、改修範囲が局所化されることが考えられる。

【影響】 制度導入時に保有している税情報と個人番号・法人番号のひも付け(初期突合)が必要となる場合がある。

【対応の方向性】 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供が必要となる者(市町村の住民等)については、初期突合を行うことが必要となる。市町村の住登外者や都道府県の住民は費用対効果を検証して対応を検討。

【影響】 制度導入後に個人番号の告知を受ける際に本人確認、番号の真正性の確認が必要となる。

【対応の方向性】 個人番号カード又は通知カードと通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するもの(運転免許証、旅券等)で確認。確認できない場合は、宛名システムに個人番号及び基本4情報を確認し、真正性を確認。それでも確認出来ない場合は、既存住基システム又は住基ネットに照会することが可能。

(2) 業務効率化のための個人番号・法人番号の活用

【影響】 地方税の賦課徴収事務において、個人番号・法人番号を活用することにより各課税資料の名寄せの効率化などの効果を期待。そのため、検索機能の追加、業務画面表示・入出力帳票の変更、名寄せキーの追加・見直しなどが個人番号・法人番号を利用した業務を行えるようにすることが必要。

【対応の方向性】 地方税法施行規則の改正により、申告書等に書類の提出者その他必要な者(控除対象配偶者、扶養親族等を想定)の個人番号等の記載欄を設ける予定であり、それを踏まえた入力帳票とする。ただし、個人情報保護の観点から、納税通知書、各種証明書等へは原則個人番号は記載しないことが考えられる。

地方税務システムの構築に係るガイドラインのポイント②

2. 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応

(1) 情報提供ネットワークシステムへの接続

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供に対応できるようにすることが必要。

【対応の方向性】

a) 情報の提供

- 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する情報については、中間サーバーに保存することとなる。具体的に保存する情報の内容は番号法の主務省令を踏まえる必要があるが、現時点の方向性は以下のとおり。
 - ✓ 中間サーバーのデータベースに保存される情報については、個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等を予定。
 - ✓ データ項目「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考としつつ、内閣官房の調査研究で示されたデータレイアウトを踏まえて引き続き検討を行う必要がある。
 - ✓ 個人住民税の情報については、年1回、税額通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更等を反映するため月に1回以上はメンテナンスのため更新することが考えられる。

b) 情報の照会

- 情報照会にあたっては、情報照会を行う課税管理システムに以下の機能を備える。ただし、中間サーバーの仕様の具体化を踏まえて対応する必要がある。
 - ✓ 中間サーバーに当該者の符号の有無を確認し、照会情報を作成
 - ✓ 照会情報を作成し、中間サーバーに通知
 - ✓ 中間サーバーから通知のあった提供情報を画面表示・記録

(2) 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供を行うためには、符号と個人データとをひも付けて管理する必要がある。

【対応の方向性】 市町村の住民については、住民となった時点で符号が取得されるため、地方税分野として符号の取得が必要となるのは、市町村の住登外者に個人住民税を課している場合や都道府県が情報提供ネットワークを通じて情報照会を行う場合となる。この場合、住基ネットに符号の生成を依頼することとなる。

地方税務システムの構築に係るガイドラインのポイント③

個人情報保護

- 地方団体における特定個人情報の保護については本ガイドライン第3章において詳述。特定個人情報保護評価の実施をはじめ、地方税分野についてもこれに沿って対応。
- 地方税関係情報の提供については、地方税法に規定する守秘義務に抵触しないようにすることが必要。

◎情報提供ネットワークシステムを通じた他の行政機関への地方税情報の提供

- 情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供は、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務(番号法第22条)を履行するための正当な行為として許容されるものであり、守秘義務違反は成立しないと解される
- 市町村の税務当局から情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を提供する社会保障分野の事務については、地方税法上の守秘義務の趣旨にかんがみ、情報提供の必要性が認められ、本人の権利利益に悪影響を与えない以下a,bのいずれかに該当する場合に限定して番号法の別表第2に規定している。
 - a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
 - b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合(照会にあたっての本人同意の取得について法令で規定予定)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(抄)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者((中略)以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者((中略)以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(中略)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(特定個人情報の提供)

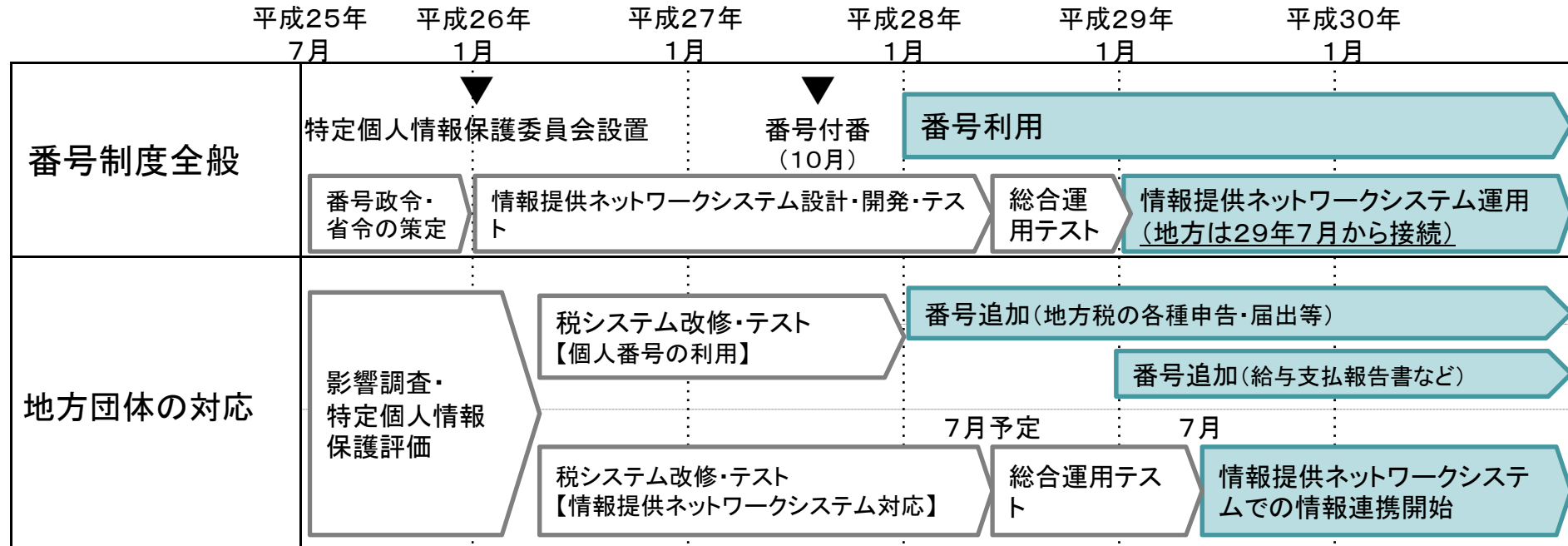
第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

◎庁内における地方税情報の提供

- 庁内における特定個人情報の提供については地方団体の条例で規定(第3章参照)
- 所得情報の提供にあたっては、各地方団体において、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえた検討が必要

地方税務システムの構築に係るガイドラインのポイント④

想定スケジュール



1 地方税業務での番号の記載開始時期

- 平成28年1月以降に提出される各種届出等に個人番号、法人番号が記載
- ただし、個人住民税の給与支払報告書等は、平成28年所得にかかるものから番号を記載
法人二税の申告書等は、平成28年1月以降に開始する事業年度に係るものから番号を記載

2 地方税システム対応の時期

- 平成28年1月からの個人番号利用及び平成28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要
- 改修負荷が高いことが見込まれる団体(大規模団体等を想定)においては平成26年度から、改修負荷が低いことが見込まれる団体(パッケージソフトウェアをノンカスタマイズで導入している団体や、小規模団体等を想定)においては平成27年度からの対応が想定されるが、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、各団体ごとに早期の検討が必要
- システム開発前に特定個人情報保護評価を行うことが必要